

岐阜県水源地域保全条例について

林政部林政課

1. 目的・基本理念

水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、水源地域の保全は、県、市町村、土地所有者等^(※)、事業者及び県民の適切な役割分担による協働により持続的に行われなければならないことを基本理念とする。

(※水源地域内の土地の所有権、地役権、地上権等を有する者)

2. 関係者の責務等

県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を基本理念に則って規定する。また、県が行う施策の実施に当たっては、市町村と密接な連携を図る。

3. 基本方針の策定

知事は、水源地域の保全に関する基本方針を定める。

(基本方針で定める事項)

- ・ 水源地域における適正な土地利用に関する基本的事項
- ・ 水源地域の指定に関する基本的事項
- ・ 水源地域の保全に関する施策の基本的事項

4. 県の基本的施策等

- ・ 県は、水源地域内の森林の特性に応じて、公有林化の促進、森林法に基づく保安林制度の活用、適切な造林、保育等森林施業の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ 県は、水源地域の保全に対する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる。

5. 水源地域の指定

知事は、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を水源地域として指定する。

(指定手続)

- ・ 指定にあたり、事前に、関係市町村長及び岐阜県水源地域保全審議会の意見を聴く。
- ・ 事前に、指定に係る区域の案を公告縦覧する。（利害関係者は意見の提出が可能）
- ・ 指定するときは、指定区域を告示する。

6. 水源地域内の土地取引に関する事前の届出

土地所有者等は、水源地域内の土地の所有権の移転又は使用・収益を目的とする権利を設定する契約を締結しようとするときは、契約締結の30日前までに知事に届け出る。

7. 助言、指導等

- ・ 知事は、6の届出を受けたときは、関係市町村に写しを送付し、意見を求める。(必要に応じて、岐阜県水源地域保全審議会の意見も聴く。)
- ・ 知事は、6の届出をした者[売主等]に対し、土地の利用の方法等について必要な助言及び指導を行う。(助言等を受けた者[売主等]は、新たな土地所有者等[買主等]に助言等の内容を伝達する)

8. 報告徴収、立入調査等

知事は、土地所有者等から必要な報告等の徴収、水源地域内の土地の立入調査等ができる。

9. 勧告・公表

知事は、土地所有者等が届出等の規定に違反した場合は、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、その内容を公表することができる。

10. 水源地域保全審議会

この条例に基づく審議会（岐阜県水源地域保全審議会）を設置する。

(事務の内容)

水源地域の保全に関する基本方針を定める際及び水源地域を指定する際に意見を述べる
こと、土地所有者等へ土地の利用方法等について助言又は指導する際に、必要に応じて意見を述べること。

(組織)

委員7名以内 学識経験者その他知事が適当と認める者から選任 任期：2年

11. 市町村条例との調整

市町村条例で、この条例と同等以上の効果が期待できるものであると知事が認めるときは、当該市町村の区域においては、6～9及び12に関する規定は適用しない。

12. 過料

条例に基づく義務に違反した者に対しては、過料（5万円以下）を科す。

- (1) 6の届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者
- (2) 8の報告等をしなかった者又は虚偽の報告等をした者
- (3) 8の立入調査等を拒み、妨げ又は忌避した者

13. 附則（施行期日）

平成25年4月1日施行（ただし、6～9及び12は、平成25年10月1日施行）

届出イメージ図



